

森林土木工事に係る調査等業務の有資格者の皆様へ

国有林野事業における森林土木工事に係る調査・設計業務等については、総合評価落札方式を含めた一般競争入札により実施しているところですが、低入札価格調査基準価格又は品質確保基準価格を下回った入札価格（以下「低入札等」という。）により契約を締結した場合の受注者の義務及び総合評価落札方式における評価基準等について、下記のとおり改正したので、お知らせいたします。

記

- 1 低入札等で契約を締結した場合の受注者の義務を履行できなかった場合の取扱いについて

【現 行】

低入札等があった場合、落札決定を保留とし、「受注者義務」の履行等が困難な場合は、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とし指名停止措置の対象としていました。

【改正後】

落札決定前（落札決定の保留時）に履行が困難と判明した場合は、その入札を無効としますが、指名停止措置の対象とはしないこととします。

なお、契約締結後に「受注者の義務」を履行していないことを発注官署が確認した場合は、その契約は引き続き履行させますが、指名停止措置の対象とし、業務成績評定において減点することとします。

- 2 総合評価落札方式に係る評価基準における低入札等による受注実績の取扱いについて

【現 行】

過去2年度間に低入札等による同種業務の受注実績があった場合、実績がない場合に比して低い評価点としていました。

【改正後】

低入札等の受注実績について、その件数のみにより評価することをやめ、業務成績評定の結果が70点以上の場合には、実績がない場合と同様の評価点とします。

- 3 その他

前記の改正に伴い、入札説明書及び技術提案書作成要領に記載している総合評価の評価基準及び評価点を一部見直しました。

- 4 適用年月日

平成27年4月20日以降に入札公告する業務から適用します。

担当：関東森林管理局

經理課專門官（契約適正化）（TEL：025-210-1149）

治山課治山技術專門官（TEL：025-210-1191）

森林整備課設計指導官（TEL：025-210-1193）